四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		A
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの		A
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉		A
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木		A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		A
四四・〇八	化粧貼り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剝ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
四四〇八・一〇	針葉樹のもの		A
四四〇八・三一	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	三・六％	B 10
	その他のもの		
	合板用単板	三％	B 10
	その他のもの		A
四四〇八・三九	その他のもの		
	パドック（かりん）のもの		A
	ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）		A
	チークのもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	三・六％	B 10
	その他のもの		A
	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	三・六％	B 10
	その他のもの		
	合板用単板	三％	B 10
	その他のもの		A
四四〇八・九〇	その他のもの		
	つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	三・六％	B 10
	その他のもの		A
	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	三・六％	B 10
	その他のもの		
	合板用単板	三％	B 10
	その他のもの		A
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
四四〇九・一〇	針葉樹のもの		A
	針葉樹以外のもの		
四四〇九・二一	竹製のもの		
	引抜材	四・五％	B 10
	その他のもの		A
四四〇九・二九	その他のもの		A
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）		
	木材のもの		
四四一〇・一一	パーティクルボード		
	板状のもの	三・六％	B 10
	その他のもの	三％	B 10
四四一〇・一二	オリエンテッドストランドボード（OSB）		
	板状のもの	三・六％	B 10
	その他のもの	三％	B 10
四四一〇・一九	その他のもの		
	板状のもの	三・六％	B 10
	その他のもの	三％	B 10
四四一〇・九〇	その他のもの		
	板状のもの	四・七四％	B 10
	その他のもの	三・九六％	B 10
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	一・五六％	B 10
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
四四一二・一〇	竹製のもの		
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）		X
	その他のもの	三・六％	B 10
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）		
四四一二・三一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		X
四四一二・三二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）		X
四四一二・三九	その他のもの		X
	その他のもの		
四四一二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード		
	集成材	三・六％	B 10
	その他のもの		X
四四一二・九九	その他のもの		
	集成材		
	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	三・六％	B 10
	その他のもの		X
	その他のもの		X
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）		A
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		A
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠		A
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）		A
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型		A
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		A
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品		A
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具		